

検索

# 各学区市政協力委員連絡協議会 会長と門川市長が懇談



11月29日、区内各学区の市政協力委員連絡協議会会長と門川市長との懇談会が開催されました。

冒頭、連絡協議会会長の所代表幹事から「誰もが安心して笑顔で暮らせるよう、関係機関と協力し、地域課題の解決に取り組んでいく」と挨拶がありました。

市長からは、日頃の市政協力委員活動への御礼とともに、「京都駅東西エリアや各地域でのまちおこしの取り組みによって新たな活力が生まれている。また、日本全体の人口が減少している中で、下京区では増加している。今後も区役所を先頭に、地域の皆様と住みよいまちづくりを進めていく」と決意が述べられました。

## こころの健康講座

### 気付きづらいアルコール問題

楽しくおいしいお酒も、不適切な飲み方は心にも身体にも悪影響を及ぼします。アルコール問題について皆で考えましょう。

内容 ①精神科医師による講演

②当事者による体験談・依存症からの回復プログラムを行う施設紹介

日時 2月8日(水)

午後2時30分～4時30分

(受付 午後2時)

場所 京都産業大学むすびわざ館

3階大教室3-A

対象 区内に在住・通勤・通学している方

定員 70名(先着順)

費用 無料

申込み 1月16日(月)から電話

または窓口で

☎ 下京こころのふれあい

ネットワーク

(健康)への推進課 母子・

精神保健担当

☎ 371・72600



## 市・府民税、所得税申告のご案内

### ☆市・府民税申告の臨時窓口を区役所に開設します

期間は、**2月1日(水)～3月15日(水)(土・日・祝を除く)**です。

#### ◆市・府民税の申告

市税事務所及び区役所の臨時窓口で受け付けます。

対象 平成29年1月1日現在、市内在住で次の①または②に当てはまる方

- ①平成28年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える場合
- ②公的年金を主な収入とされていて、確定申告は不要でも、市・府民税の申告が必要となる場合

#### 申告不要の場合

- ・平成28年分の所得税の確定申告をされる方
- ・平成28年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方

☎ 市税事務所 市民税第4担当(☎746-5872)

#### ◆所得税及び復興特別所得税の確定申告は税務署へ

下京税務署に2月16日(木)～3月15日(水)(土・日を除く)午前10時～午後4時、申告相談会場が開設されます。

### ☆確定申告のご相談はお近くの申告相談会場へ

申告相談会場では、確定申告の方法などを税理士が無料で相談に応じます。

	日時	場所
税理士による相談 (※1)	2月6日(月)～15日(水) 土日を除く 午前9時30分～午後3時	京都府中小企業会館2階 大ホール (西大路五条下る東側)
広域申告センター による相談(※2)	2月19日(日)、26日(日) 午前9時～午後4時	

※1 譲渡所得の申告相談は行っていません。

※2 混雑状況により早めに終了する場合があります。

給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書は、市税事務所及び区役所の臨時窓口でも受け付けます。

#### ◆便利な国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」もご利用ください。

☎ 下京税務署(音声ガイダンス☎351-9161)

### ☆確定申告及び市・府民税申告に係る変更点

#### ◆申告するにはマイナンバーが必要です！

平成29年度市・府民税の申告及び平成28年分確定申告からマイナンバーの記載が必要です。

申告書提出時には、マイナンバーの確認できる書類と本人確認のできる書類をご用意ください。

#### ◆医療費控除の特例の創設

軽度な身体の不調を自分で手当てする「自主服薬」を推進するため、医療費控除の特例が創設されました。

この特例は、一定の条件があり、現行の医療費控除との併用はできません。平成30年度以降の市・府民税に係るもの(確定申告は平成29年分から)から申告できます。申告時には領収書などをご用意ください。

## 下京区民

### ソフトバレーボール大会の結果



見事優勝！  
七条体育振興会の皆さん

11月27日に下京渉成小学校体育館で、下京区ソフトバレーボール大会が開催されました。大会には13チームが参加され、日ごろの練習の成果を競い合いました。

上位の結果は、次のとおりです。

- 【優勝】七条体育振興会チーム
- 【準優勝】光徳体育振興会チーム
- 【三位】醒泉体育振興会チーム

## けすぞう君のQ&A

～文化財を火災から守るために～

市内の文化財は、市民のみならず国民のかけがえのない財産です。

過去に文化財が失われた最大の原因は火災であり、一度焼失した文化財は、元に戻すことはできません。

Q 市内に文化財はどれくらいあるの？

A 市内には、全国の国宝の約19%、重要文化財の約14%があり、京都市はまさに文化財の宝庫です。

Q どんな取り組みをしているの？

A 1月26日(木)の「文化財防火デー」を中心に、市消防局では、1月23日(月)から29日(日)までの1週間を「文化財防火運動」期間として、市内の文化財や社寺などで防火に関する取り組みを行っています。

また、文化財や社寺周辺の住民、事業所などが連携し、火災発生時の消火、通報、文化財などの搬出活動を行う「文化財市民レスキュー体制」を構築しています。

さらに、観光ガイドなどの方々に対象に、防火や普通救命の講習を実施し、防火・防災知識を身に着けた「文化財防災マイスター」を養成しています。

市内の文化財は、文化財関係者だけでなく、市民の皆様により災害から守られています。

